

業 務 仕 様 書

1 件名

2025 年度大阪・関西万博を契機とした体験観光コンテンツの利活用によるインバウンド誘客事業委託業務

2 委託料（上限）

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 事業の目的

大阪・関西万博を訪れる欧米豪や東アジアを中心とした多くのインバウンド旅行者を愛媛県に誘客・滞在させるためには、インバウンド旅行者の趣向と合致し、愛媛県での滞在日数や消費額増加に繋がる体験観光コンテンツの造成・磨き上げが必要であり、愛媛県及び同体験観光コンテンツの認知度を図り、予約へと結び付けることが重要となる。

そのため、海外の OTA サイトを活用し、同サイトへの商品の掲載や、デジタル広告による同サイトへの誘引、また、大阪・関西万博特設観光ポータルサイトにおける愛媛県での体験旅行商品ページへの誘引等により、愛媛県での体験観光コンテンツの利用を促進させ、愛媛県を訪問・宿泊するインバウンド旅行者の増加に繋げるものである。

6 OTA サイト

愛媛県の体験観光コンテンツ事業者による体験観光コンテンツ商品の掲載が行えるほか、欧米豪や東アジア（※ターゲットは、豪州を主とした欧米豪が中心となり、東アジアが続く）からの誘客を考慮した際に有用と思われる OTA サイトを選定・提案すること。

7 デジタル広告の配信ターゲット

欧米豪や東アジアを中心に、大阪・関西万博等による訪日旅行や愛媛県を含む近隣地域への旅行を検討しているインバウンドをメインターゲット（※）としつつ、本事業目的や近年の本県インバウンド観光客の動向、選定する OTA サイトの特徴などのデータに基づき、効果的と提案者が考える「配信エリア、性別、年齢」等を提案すること。

なお、最終的には協議会との協議を経て決定するものとする。

（※）ターゲットは、豪州を主とした欧米豪が中心となり、東アジアが続く。

8 業務の内容

（1）海外 OTA サイトへの体験コンテンツの掲載

愛媛県における体験観光コンテンツを選定し、磨きをかけて海外の OTA サイトへ掲載する。

① 基本的な業務

- ・主に欧米豪や東アジアからの集客につなげるため、愛媛県における体験観光コンテンツを選定し、各事業者に助言を行い、コンテンツに磨きをかける。新たな体験観光コンテンツを造成することも可。
- ・掲載する商品は20件を想定。
- ・各コンテンツの事業者が各自のアカウントで海外OTAに登録することになるため、コンテンツ事業者に対しOTAへの登録支援を行うこと。
- ・掲載可能となったものから順次掲載していくこと。
- ・言語は英語を想定。

<留意事項>

- ・海外OTAサイト掲載に付随する必要な経費は、本委託料に含めること。

(2) 万博特設観光ポータルサイト及び上記(1)における愛媛県での体験旅行商品ページへの誘導に係るデジタル広告の実施

大阪・関西万博を訪れる欧米豪や東アジアを中心とした、多くのインバウンド旅行者の来県意欲向上に効果的と考える各種媒体を活用して広告配信し、上記(1)の海外OTAサイトにおけるページ及び万博特設観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」における愛媛県での体験旅行商品ページへの誘導を図り、愛媛での体験旅行商品の予約に結び付ける。

① 基本的な業務

- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数の目安を示したうえで、協議会との協議を踏まえ、決定すること。
- ・複数期間に分けて広告配信を行うこととし、1回目の配信終了後、配信効果の測定・分析を行い、2回目の配信プラットフォーム・セグメント設定について提案し、協議会と協議のうえ2回目の配信を行うこと。また、3回以上に分けて広告配信を行う場合も同様。
- ・英語、繁体字、簡体字、韓国語での広告配信を想定。

② クリエイティブ制作

- ・選択したプラットフォームで広告を最適化するために工夫し制作・編集すること(動画、グラフィック、コピーライティングなど)
- ・広告クリエイティブについては、上記7のターゲットの興味関心を喚起し、目的達成に必要な訴求すべき内容を検討し、広告効果の最大化を図る上で最適なクリエイティブを提案すること。なお、制作物は、本事業終了後も協議会が配信及び使用できるものとする。
- ・広告接触後に、商品の閲覧にとどまることなく、愛媛県への旅行意欲を喚起され、商品の予約へと繋がるものを制作すること。
- ・必要に応じて、翻訳(英語、韓国語、繁体字、簡体字の4言語を想定)を実施。

③ 配信設定

- ・配信ターゲットを踏まえた効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。

④ 広告配信におけるKPI

- ・ 広告配信は単なるサイトクリックやWebサイト訪問にとどまらず、サイト内の商品概要を読み、愛媛県に対する興味関心度並びに来訪意向度を向上させること、及び商品予約を促進させることを目的としていることから、事業期間中の成果改善のために計測すべき指標とその目標数を提案すること。

⑤ 実施スケジュール

- ・ 総広告配信期間を最低60日間とし、複数期間に分けて配信することとし、最も効果的な配信時期を提案者において提案すること。

<留意事項>

- ・ 各期間配信後、上記④の指標やクリック・視聴（閲覧）回数、視聴者（閲覧者の属性（年齢、地域、特性など）に係るレポートを適時提出すること。
- ・ 全期間の配信が完了した後、本業務が本県の認知や関心等の向上、商品の予約へ与えた影響、について、数値化して分析を実施し、配信実績等の報告と併せて提出すること（後述「13(2)」参照）。
- ・ 視聴状況やその他の状況に応じて、地域の絞込み等の改善案を協議会と協議し、実施すること。
- ・ 本業務の実施にあたっては、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

(3) 独自提案事項について

上記(1)(2)の業務と連動し、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、上記(1)(2)の業務に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とし、さらに委託料全体の半額を超えてはならない。

企画提案書には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に記載すること。

9 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 再委託の可否

- ・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

11 守秘義務及び個人情報情報の取扱い

- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

12 著作権等の取扱い

- ・ 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て協議会に移転すること。帰属困難なものがあれば、その旨協議会に伝えること。
- ・ 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

13 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

（1）契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

（2）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

14 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを協議会と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、協議会と受託者が協議して決定する。